

第 7 次愛知県地域保健医療計画（精神保健医療対策）の進捗状況について（平成 30 年 3 月策定、計画期間：平成 30～令和 5 年度）

計画に記載された「今後の方策」	令和 4 年度までの進捗状況
<p>1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>① 精神障害の程度にかかわらず、地域で暮らしていける地域包括ケアシステムの構築を進めていくため、第 6 期障害福祉計画との整合性を図り、設定する数値目標の達成を目指す。</p> <div data-bbox="278 495 1219 821" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 316 日以上 ・精神病床における入院後 3 か月時点の退院率 69% ・精神病床における入院後 6 か月時点の退院率 86% ・精神病床における入院後 1 年時点の退院率 92% ・精神病床における慢性期（1 年以上）入院需要（65 歳以上） 2,349 人 ・精神病床における慢性期（1 年以上）入院需要（65 歳未満） 2,549 人 </div> <p>② 「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を開催し、地域移行・地域定着推進のための県の体制整備のあり方を検討する。</p> <p>③ 地域移行・地域定着支援に携わる職員の人材育成や、医療と福祉の連携を促進する研修を実施していく。</p> <p>④ 当事者の経験を活かして地域移行・地域定着支援に携わる「ピアサポーター」の養成研修を実施する。</p> <p>⑤ ピアサポーターが精神科病院を訪問し、地域生活の体験談を語ることにより、入院中の患者が地域生活への希望をもてるよう支援するプログラムを実施していく。</p> <p>⑥ アウトリーチを推進するための普及啓発や関係機関への働きかけを実施する。</p> <p>2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化等</p> <p>① 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関の医療機能を明確にする。</p> <p>② 県医療療育総合センター中央病院は、発達障害を含めた障害児・者の地域生活を支援するため、発達障害医療ネットワーク及び重症心身障害児者療育ネットワークの中核として、引き続き関係機関との連携を図り、支援体制整備を進める。</p> <p>③ 精神・身体合併症連携推進事業を引き続き実施し、身体一般科医療機関と精神科病院の連携を図る。</p> <p>④ 依存症患者が地域で適切な治療を受けられるようにするため、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の専門医療機関を選定する。</p> <p>⑤ 第 3 期あいち自殺対策総合計画に基づき、総合的な対策を推進する。</p> <p>⑥ 精神科救急対策においては県精神医療センターに後方支援病床 5 床確保し、各ブロックで確保した病床を超えた患者の入院が必要な場合の受入れを</p>	<p>①</p> <div data-bbox="1308 390 2466 690" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数（令和元年度退院者） 326.1 日 ・精神病床における入院後 3 か月時点の退院率（令和元年度） 68.5% ・精神病床における入院後 6 か月時点の退院率（令和元年度） 84.6% ・精神病床における入院後 1 年時点の退院率（令和元年度） 91.1% ・精神病床における慢性期（1 年以上）入院需要（65 歳以上）（令和 2 年度） 3,379 人 ・精神病床における慢性期（1 年以上）入院需要（65 歳未満）（令和 2 年度） 3,112 人 </div> <p>② 平成 29 年に愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置し、地域移行・地域定着推進のための県の体制整備のあり方について協議を実施。（年 1 回）</p> <p>③ 精神保健福祉センターにおいて、愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修会（「地域の核となる支援者の育成研修」「医療と福祉の連携に関する研修」）を実施。 （令和 4 年度「地域の核となる支援者の育成研修」参加人数 64 名、「医療と福祉の連携に関する研修」参加人数 76 名）</p> <p>④ 精神保健福祉センターにおいてピアサポーター養成研修を実施。 （令和 4 年度 開催回数 2 回 参加人数 当事者 48 名 支援者（ピアスタッフ含む） 23 名）</p> <p>⑤ ピアサポーターが精神科病院を訪問し、地域生活の体験談を語る「ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業」を平成 29 年度より継続実施。（令和 4 年度 開催回数 9 回 参加人数延 154 名 ピアサポーター従事者数延 10 名）</p> <p>⑥ アウトリーチの充実を図るため、アウトリーチ普及啓発講演会を、愛知県精神障害者家族会連合会に委託して開催。 （令和 4 年度 開催回数 1 回）</p> <p>① ・令和 3 年度に医療機能アンケートを実施し、322 医療機関から得た回答を基に多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関一覧を更新。 ・令和 5 年度においても医療機能アンケートを実施中。</p> <p>② ・県医療療育総合センター中央病院を中心とした発達障害医療ネットワーク及び重症心身障害児者療育ネットワークを構築することによって、関係機関との連携を図り、支援体制の整備を行った。 ・県医療療育総合センター中央病院において「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を実施。 （令和 4 年度 開催回数 1 回 参加人数 17 人）</p> <p>③ 精神・身体合併症連携推進事業を継続。 （令和 4 年度 事業参加病院数： 19 病院、11 ペア）</p> <p>④ 令和 5 年 4 月 1 日 専門医療機関現在指定状況 （アルコール健康障害 10 医療機関 薬物依存症 5 医療機関 ギャンブル等依存症 4 医療機関）</p> <p>⑤ 第 3 期あいち自殺対策総合計画が終期を迎えたため、令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間とする「第 4 期愛知県自殺対策推進計画」を策定し、「4 つの対策」を「15 の取組」により引き続き総合的に推進する。</p> <p>⑥ ・各ブロックで確保した病床を超えた患者の入院が必要な場合の受入れ体制を県精神医療センターにおいて整備し、令和 4 年度は 5 名の受入れを行った。</p>

<p>行う。</p> <p>⑦ 精神科救急医療体制については、通報等の対応の迅速化を図ります。</p> <p>⑧ DPATの養成及び質の向上を図るとともに、災害拠点精神科病院の拡充により、災害時における精神科医療提供体制の充実を図ります。</p> <p>3 圏域の設定</p> <p>① 精神疾患医療体制の圏域（精神医療圏）は、精神病床における基準病床数が都道府県を1単位として定められていること及び、各医療機関の医療機能や地域ごとの医療資源の状況から全県的な連携・対応が必要であることから全県で1圏域とする。</p> <p>② 精神科救急医療については、県内を3ブロックに分け、ブロックごとの輪番制による当番病院と後方支援基幹病院による対応を基本として、引き続き運用する。</p> <p>③ 保健・医療・福祉の連携や医療機能の明確化については、身近な地域での連携や医療提供が必要であるため、障害保健福祉圏域や2次医療圏を考慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月からは後方支援基幹病院がブロックを超えて連携し受入れを行う。 <p>⑦ 通報等に対応する専門の組織（通報対応グループ）を整備。（令和3年度～）</p> <p>⑧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DPAT養成研修を年1回（2日間）実施。 ・令和5年4月1日現在、県内20チーム編成可能。 ・災害拠点精神科病院を令和4年度末時点で2病院を指定。 <p>① 精神医療圏については引き続き全県で1圏域として運用する。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制については運用を継続。 （令和4年度 休日・夜間対応件数 1,572件 うち入院 884件） ・令和5年6月からは県内3ブロックの当番病院（空床各1床）、後方支援基幹病院（優先病院）（空床各1床）及び後方支援基幹病院（補完病院）（空床各1床）により運用。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域精神保健福祉推進協議会を全圏域において開催。 （令和4年度 7圏域で対面開催 4圏域で書面開催） ・多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関一覧については2次医療圏域ごとに記載。
---	---